

# 四半期報告書

(第112期第1四半期)

自 平成28年4月1日

至 平成28年6月30日

**日本製罐株式會社**

(E01408)

# 目 次

頁

表 紙

## 第一部 企業情報

### 第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移 .....	1
2 事業の内容 .....	1

### 第2 事業の状況

1 事業等のリスク .....	2
2 経営上の重要な契約等 .....	2
3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 .....	2

### 第3 提出会社の状況

#### 1 株式等の状況

(1) 株式の総数等 .....	4
(2) 新株予約権等の状況 .....	4
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 .....	6
(4) ライツプランの内容 .....	6
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移 .....	7
(6) 大株主の状況 .....	7
(7) 議決権の状況 .....	7

2 役員の状況 .....	7
---------------	---

#### 第4 経理の状況 .....

8
---

#### 1 四半期財務諸表

(1) 四半期貸借対照表 .....	9
(2) 四半期損益計算書 .....	11

2 その他 .....	15
-------------	----

## 第二部 提出会社の保証会社等の情報 .....

16
----

[四半期レビュー報告書]

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年8月10日
【四半期会計期間】	第112期第1四半期（自平成28年4月1日至平成28年6月30日）
【会社名】	日本製罐株式会社
【英訳名】	NIHON SEIKAN K. K.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 馬場 敬太郎
【本店の所在の場所】	埼玉県さいたま市北区吉野町2丁目275番地
【電話番号】	(048) 665-1251 代表
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 日野 剛健
【最寄りの連絡場所】	埼玉県さいたま市北区吉野町2丁目275番地
【電話番号】	(048) 665-1251 代表
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 日野 剛健
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第111期 第1四半期 累計期間	第112期 第1四半期 累計期間	第111期
会計期間	自平成27年4月1日 至平成27年6月30日	自平成28年4月1日 至平成28年6月30日	自平成27年4月1日 至平成28年3月31日
売上高 (千円)	1,451,569	1,510,543	5,710,827
経常利益 (千円)	27,543	56,638	84,865
四半期(当期)純利益 (千円)	29,268	47,343	96,374
持分法を適用した場合の投資利益又は 投資損失(△) (千円)	△37	119	175
資本金 (千円)	630,000	630,936	630,000
発行済株式総数 (株)	11,600,000	11,620,000	11,600,000
純資産額 (千円)	4,078,614	3,989,820	3,865,645
総資産額 (千円)	10,866,045	10,495,414	10,077,207
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	2.56	4.13	8.39
潜在株式調整後1株当たり四半期(当 期)純利益金額 (円)	2.54	4.08	8.34
1株当たり配当額 (円)	—	—	3.00
自己資本比率 (%)	37.4	37.9	38.3

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

#### 2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当社は、平成28年4月28日開催の取締役会において新生製缶株式会社の株式を取得し、同社を子会社化することを決議し、平成28年7月19日に株式取得の契約を締結いたしました。

詳細は、「第4 経理の状況 1. 四半期財務諸表 注記事項（重要な後発事象）」に記載のとおりであります。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

##### ①販売実績

当社の当第1四半期累計期間の売上高は、18L缶の売上高が、昨年度東部地区で大きく落ち込んだ油糧の回復と昨年老舗の同業他社の会社整理に伴う受注増、並びにラミネート缶の市場への浸透により、前年同四半期比55百万円増となりました。

また、美術缶も18L缶と同様、同業他社の会社整理に伴う受注増と需要の回復により、前年同四半期比35百万円増となりました。

合計では、前年同四半期比58百万円、4.1%の増となりました。

製品別の売上高は、以下のとおりとなっております。

	前年同四半期		当第1四半期		前年同四半期比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
18L缶	871	60.0	926	61.4	55	6.4
美術缶	468	32.3	504	33.4	35	7.7
その他	111	7.7	79	5.2	△32	△29.2
計	1,451	100.0	1,510	100.0	58	4.1

##### ②損益実績

上記売上高の増加を受け、売上総利益は208百万円と前年同四半期比26百万円の増加となりました。

販売費及び一般管理費につきましては、前年同四半期比7百万円増の187百万円となり、営業損益は20百万円の利益を計上し、前年同四半期比19百万円増加しました。

経常損益につきましては、不動産賃貸料、受取配当金等の増加により営業外収益67百万円を計上し、営業外費用31百万円を計上した結果、56百万円の利益となり、前年同四半期比では29百万円の増加となりました。

この結果、四半期純利益は47百万円となり、前年同四半期比18百万円の増加となりました。

#### (2) 財政状態

①当第1四半期会計期間末における資産合計は10,495百万円となり、前事業年度末に比べ418百万円の増加となりました。

主な増減要因は、以下のとおりであります。

・流動資産は、現金及び預金の増加88百万円、受取手形及び売掛金の増加163百万円、たな卸資産の減少15百万円等の要因で、254百万円の増加となりました。

・固定資産は、設備投資による有形固定資産の増加8百万円、システム開発に伴う無形固定資産の増加12百万円、株価の値上がりに伴う投資有価証券の増加152百万円等による投資その他の資産の増加142百万円等の要因で、163百万円増加しました。

②当第1四半期会計期間末における負債合計は6,505百万円となり、前事業年度末に比べ294百万円の増加となりました。

主な増減要因は、以下のとおりであります。

・流動負債は、支払手形及び買掛金の増加85百万円、未払配当金及び未払消費税の増加によるその他流動負債の増加67百万円、有利子負債（短期借入金及び1年内返済予定の長期借入金）の増加104百万円等の要因で、264百万円の増加となりました。

・固定負債は、退職給付引当金の増加11百万円、投資有価証券の時価差額の増加に伴う繰延税金負債の増加45百万円、長期借入金の減少22百万円、役員退職慰労引当金の減少2百万円等の要因で、29百万円の増加となりました。

③当第1四半期会計期間末における純資産合計は3,989百万円となり、前事業年度末に比べ124百万円の増加となりました。

主な増減要因は、以下の通りであります。

・株主資本は、四半期純利益47百万円、配当金の支払い34百万円等の要因で、13百万円増加しました。

・評価・換算差額等は、株価の値上がりによるその他有価証券評価差額金の増加により106百万円の増加となりました。

④当第1四半期会計期間末の有利子負債残高（長短借入金）は3,472百万円となり前事業年度末に比べ81百万円の増加となっております。

### （3）事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

### （4）研究開発活動

当第1四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### （5）経営成績に重要な影響を与える要因

#### ①需要動向

当第1四半期累計期間の売上高は、前年同四半期比58百万円増となりましたが、需要が回復している訳ではなく、当社を取り巻く事業環境は、容器素材の多様化、少子高齢化によるスチール缶の需要減少が継続しており、厳しい競争が続いております。

#### ②原材料価格の高騰

主原料である鉄鋼薄板の価格は高止まりの状態にあり、引続き収益の圧迫要因となっております。

当社といたしましては、引続き生産効率の改善に努めると共に、原価上昇に伴う価格転嫁についてお取引先のご理解を得るよう努力してまいります。

#### ③有利子負債残高

前述のとおり、当社の有利子負債は引続き高水準にあり、今後の金利情勢によっては収益の圧迫要因となる可能性を抱えております。

### （6）経営戦略の現状と見通し

#### ①収益体質の改善

当社は、次項「生産効率の改善」の他、原価の変動に即応した販売価格の設定、事務効率の改善による経費の削減等を推進し、収益体質を強化し、営業損益の黒字定着化を図ってまいります。

#### ②生産効率の改善

当社は、販路の拡大による増産効果とともに、生産技術・開発技術の強化と生産効率の改善を目指しております。

#### ③有利子負債の圧縮による財務体質の改善

当第1四半期会計期間末における有利子負債残高は3,472百万円となり、前事業年度末比81百万円の増加となっておりますが、当社は、従前より「営業活動によるキャッシュ・フローを重点的に財務体質の改善に振り向けていく」との方針を採っており、今後ともこの方針を継続してまいり所存であり、3,000百万円まで圧縮することを目標としております。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	49,000,000
計	49,000,000

###### ②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成28年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成28年8月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	11,620,000	11,670,000	東京証券取引所 (市場第二部)	単元株式数 1,000株
計	11,620,000	11,670,000	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成28年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

##### (2)【新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

###### 第1回有償新株予約権

決議年月日	平成28年3月25日
新株予約権の数(個)	83 (注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	83,000 (注2)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100
新株予約権の行使期間	自 平成30年7月1日 至 平成33年4月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 114 資本組入額 57
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株とします。

2. 割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合で付与株式数の調整を行うことが適切な時には、次の算式により調整するものとします。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

###### 3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、平成29年3月期または平成30年3月期のいずれかの期における当社の有価証券報告書に記載される損益計算書において営業利益を計上している場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収合併、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件のに基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案のうえ、第1回有償新株予約権発行要項に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
組織再編行為の条件を勘案のうえ、第1回有償新株予約権発行要項に準じて決定する。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
第1回有償新株予約権発行要項に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、第1回有償新株予約権発行要項に定める行使期間の末日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
第1回有償新株予約権発行要項に準じて決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - (8) その他新株予約権の行使の条件  
第1回有償新株予約権発行要項に準じて決定する。
  - (9) 新株予約権の取得事由及び条件  
第1回有償新株予約権発行要項に準じて決定する。
  - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

#### 第1回第三者割当新株予約権

決議年月日	平成28年4月28日
新株予約権の数（個）	2,320（注1）
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	2,320,000（注2）
新株予約権の行使時の払込金額（円）	93
新株予約権の行使期間	自 平成28年5月16日 至 平成30年5月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 93.62 資本組入額 46.81
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

- (注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1,000株とします。
2. 本新株予約権の目的である株式の数
- (1) 本新株予約権の目的である株式の総数は、2,320,000株とする（本新株予約権 1 個あたりの目的であ



る株式の数（以下「割当株式数」という。）は1,000株とする。）は、本項第(2)号及び第(3)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

- (2) 当社が第10項の規定に従って行使価額（第9項第(2)号に定義する。以下同じ。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第10項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価格}}{\text{調整後行使価格}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第10項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

### 3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使によって保有することとなる株式数が、本新株予約権の発行決議日時点における当社発行済株式総数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分にかかる新株予約権の行使はできない。
- (2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (3) 各本新株予約権の一部行使はできない。

### 4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

- (1) 新たに交付される新株予約権の数  
新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り捨てる。
- (2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類  
再編当事会社の同種の株式
- (3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法  
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。
- (4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。
- (5) 新たに交付される新株予約権にかかる行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件  
第11項ないし第14項、第16項及び第17項に準じて、組織再編行為に際して決定する。
- (6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限  
新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成28年4月1日～ 平成28年6月30日 (注1)	20,000	11,620,000	936	630,936	936	137,710

(注) 1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 平成28年7月1日から平成28年7月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が50千株、資本金及び資本準備金がそれぞれ2,340千円増加しております。

## (6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

## (7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成28年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

## ① 【発行済株式】

平成28年6月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 142,000	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 11,396,000	11,396	—
単元未満株式	普通株式 62,000	—	—
発行済株式総数	11,600,000	—	—
総株主の議決権	—	11,396	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が2,000株含まれております。

また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数2個が含まれております。

## ② 【自己株式等】

平成28年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所 有株式数 (株)	他人名義所 有株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
日本製罐株式会社	埼玉県さいたま市 北区吉野町2-275	142,000	—	142,000	1.22
計	—	142,000	—	142,000	1.22

(注) なお、第1四半期会計期間末現在の自己名義所有株式数は、157,336株となっています。

## 2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（平成28年4月1日から平成28年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（平成28年4月1日から平成28年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、東陽監査法人による四半期レビューを受けております。

### 3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

## 1 【四半期財務諸表】

## (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当第1四半期会計期間 (平成28年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	831,205	919,408
受取手形及び売掛金	1,432,516	1,596,116
商品及び製品	101,708	107,344
仕掛品	325,655	319,864
原材料	121,575	106,331
その他	21,579	39,781
貸倒引当金	△709	△785
流動資産合計	2,833,532	3,088,061
固定資産		
有形固定資産		
建物	4,894,144	4,923,138
減価償却累計額	△3,202,279	△3,228,107
建物(純額)	1,691,865	1,695,031
構築物	168,056	168,056
減価償却累計額	△153,939	△154,623
構築物(純額)	14,116	13,433
機械及び装置	5,418,593	5,424,621
減価償却累計額	△5,069,071	△5,090,951
機械及び装置(純額)	349,521	333,669
車両運搬具	51,181	49,261
減価償却累計額	△50,534	△48,729
車両運搬具(純額)	646	531
土地	108,232	108,232
リース資産	8,880	8,880
減価償却累計額	△1,665	△1,942
リース資産(純額)	7,215	6,937
建設仮勘定	10,622	30,622
その他	385,277	390,798
減価償却累計額	△353,937	△357,614
その他(純額)	31,339	33,184
有形固定資産合計	2,213,558	2,221,642
無形固定資産		
ソフトウェア	9,443	7,849
ソフトウェア仮勘定	59,370	73,840
その他	577	577
無形固定資産合計	69,390	82,266
投資その他の資産		
投資有価証券	3,162,611	3,315,238
関係会社株式	1,059,995	1,059,995
賃貸不動産	1,571,015	1,571,015
減価償却累計額	△841,913	△851,143
賃貸不動産(純額)	729,101	719,872
その他	9,015	8,338
投資その他の資産合計	4,960,724	5,103,443
固定資産合計	7,243,674	7,407,353
資産合計	10,077,207	10,495,414

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当第1四半期会計期間 (平成28年6月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,484,441	1,569,840
短期借入金	355,000	455,000
1年内返済予定の長期借入金	1,082,556	1,086,656
未払法人税等	3,818	9,673
未払事業所税	18,054	4,513
賞与引当金	37,547	57,443
リース債務	1,198	1,198
設備関係支払手形	69,897	64,837
その他	159,527	227,391
流動負債合計	3,212,041	3,476,554
固定負債		
長期借入金	1,953,702	1,931,288
リース債務	6,593	6,293
繰延税金負債	943,544	989,097
退職給付引当金	27,887	39,338
役員退職慰労引当金	13,882	11,682
資産除去債務	11,496	11,533
その他	42,414	39,805
固定負債合計	2,999,520	3,029,039
負債合計	6,211,561	6,505,594
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	630,000	630,936
資本剰余金	136,773	137,710
利益剰余金	1,284,423	1,297,393
自己株式	△17,152	△18,660
株主資本合計	2,034,044	2,047,379
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,824,405	1,930,696
評価・換算差額等合計	1,824,405	1,930,696
新株予約権	7,195	11,745
純資産合計	3,865,645	3,989,820
負債純資産合計	10,077,207	10,495,414

## (2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)
売上高	1,451,569	1,510,543
売上原価	1,269,845	1,302,059
売上総利益	181,723	208,483
販売費及び一般管理費		
運賃及び荷造費	65,716	70,298
従業員給料及び手当	39,633	38,409
役員報酬	10,637	7,022
株式報酬費用	1,561	1,962
賞与引当金繰入額	4,694	5,550
支払手数料	12,058	21,174
減価償却費	10,533	5,129
その他	35,580	38,442
販売費及び一般管理費合計	180,416	187,989
営業利益	1,307	20,493
営業外収益		
受取利息	31	21
受取配当金	19,949	29,351
不動産賃貸料	36,446	37,004
その他	4,790	1,154
営業外収益合計	61,218	67,530
営業外費用		
支払利息	13,507	11,515
手形売却損	912	1,090
電子記録債権売却損	699	1,584
不動産賃貸費用	9,053	7,966
賃貸建物減価償却費	9,538	9,229
その他	1,270	0
営業外費用合計	34,981	31,386
経常利益	27,543	56,638
税引前四半期純利益	27,543	56,638
法人税等	△1,724	9,295
四半期純利益	29,268	47,343

## 【注記事項】

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取り扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当第1四半期会計期間に適用し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当第1四半期累計期間の、損益に与える影響は軽微であります。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第1四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当第1四半期会計期間から適用しております。

(特別利益の発生)

当社は、平成28年6月29日開催の取締役会において、投資有価証券の売却を決議しました。その内容は以下のとおりであります。

### 1. 売却の理由

資産の効率化を高め、経営基盤の強化と財務体質の改善を図るものであります。

### 2. 譲渡資産の内容

資産の内容	特別利益見込額
投資有価証券(上場株式)	480百万円

※当該特別利益見込額につきましては、直近一定期間における株価の推移等を基に算出した概算値になります。

### 3. 売却の日程

- (1) 取締役会決議日 平成28年6月29日
- (2) 売却開始 平成28年7月

### 4. 損益に与える影響額

本件売却に伴い、投資有価証券売却益480百万円(概算)を見込んでおり、平成29年3月期第2四半期以降に特別利益として計上される予定であります。

(四半期貸借対照表関係)

1 受取手形割引高

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当第1四半期会計期間 (平成28年6月30日)
受取手形割引高	340,218千円	367,164千円

(四半期損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)
減価償却費	68,481千円	63,283千円

(株主資本等関係)

I 前第1四半期累計期間(自平成27年4月1日至平成27年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	57,263	5	平成27年3月31日	平成27年6月29日	利益剰余金

II 当第1四半期累計期間(自平成28年4月1日至平成28年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	34,372	3	平成28年3月31日	平成28年6月30日	利益剰余金

(持分法損益等)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当第1四半期会計期間 (平成28年6月30日)
関連会社に対する投資の金額	1,059,995千円	1,059,995千円
持分法を適用した場合の投資の金額	479,887千円	478,942千円

  

	前第1四半期累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)
持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失(△)の金額	△37千円	119千円

(企業結合等関係)

該当事項はありません。



(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期累計期間（自平成27年4月1日 至平成27年6月30日）

当社は、金属缶の製造販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

II 当第1四半期累計期間（自平成28年4月1日 至平成28年6月30日）

当社は、金属缶の製造販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	2円56銭	4円13銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	29,268	47,343
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	29,268	47,343
普通株式の期中平均株式数(株)	11,452,664	11,460,997
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	2円54銭	4円08銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	82,464	155,029

(重要な後発事象)

(子会社の取得について)

平成28年4月28日開催の取締役会において、新生製缶株式会社の株式を取得し、同社を子会社化することを決議し、平成28年7月19日に株式取得の契約を締結いたしました。その概要は次のとおりであります。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：新生製缶株式会社

事業の内容：金属缶の製造・販売

② 企業結合を行った主な理由

当社は、平成14年4月川鉄コンテナ株式会社（現JFEコンテナ株式会社）と業界の枠組みを超えた包括業務提携を締結し、その包括業務提携を一步進める形で、平成24年4月各社グループの関西地区における18リットル缶事業会社であるJFE製缶株式会社と太陽製罐株式会社の経営統合を行いました。また、平成25年3月には両社の合併により、新生製缶株式会社が誕生し、生産設備を集約（4工場を2工場）することによって、合理化を進めてまいりました。

しかしながら、18リットル缶業界は、顧客の生産拠点の海外移転や代替容器（樹脂、紙ほか）への変更等により継続的に需要が減少している中、関西地区には、新たな新工場が立ち上がるなど現在も同業者が熾烈な競争を続けており、引続き厳しい経営環境が続いています。

このような経営環境認識のもと、当社が新生製缶株式会社を子会社化し、主体性をもって経営に関与することで業界に対するプレゼンスを高め、当社が長年培ってきた製缶技術を生かしながら、多様化した顧客ニーズへの柔軟な対応をおこなっていくことが、長期的な競争力の強化につながると判断いたしました。

- ③ 企業結合日  
平成28年7月19日
- ④ 企業結合の法的形式  
現金を対価とする株式の取得
- ⑤ 結合後企業の名称  
変更ありません。
- ⑥ 取得した議決権比率
  - 子会社化直前に所有していた議決権比率 38.15%
  - 企業結合日に追加取得した議決権比率 12.85%
  - 取得後の議決権比率 51.00%
- (2) 株式取得の相手先の名称  
J F E コンテナ株式会社  
伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社
- (3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳  
新生製缶株式会社の普通株式 200,554千円
- (4) 発生するのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間  
現時点では確定していません。
- (5) 企業結合日に受け入れる資産及び引き受ける負債の額並びにその主な内訳  
現時点では確定していません。

## 2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年8月5日

日本製罐株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指 定 社 員  
業務執行社員 公認会計士 金 野 栄太郎 印

指 定 社 員  
業務執行社員 公認会計士 安 達 則 嗣 印

指 定 社 員  
業務執行社員 公認会計士 川 越 宗 一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本製罐株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第112期事業年度の第1四半期会計期間（平成28年4月1日から平成28年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（平成28年4月1日から平成28年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

## 四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、日本製罐株式会社の平成28年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成28年4月28日開催の取締役会において、新生製缶株式会社の株式を取得し、同社を子会社化することを決議し、平成28年7月19日に株式取得の契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。